大阪柔整だより

ダイジェスト版 "大阪府報道発表資料"

H26.6.17付

『初めて、「三位一体(行政・保険者・柔整施術者団体)」の広報を行います。』

"<u>公益社団法人 大阪府柔道整復師会</u>"、"<u>大阪府</u>"、"<u>保険者</u>" 三者で作成したポスター

『接骨院・整骨院のかかり方』のご案内





大阪府と、大阪府保険者協議会(市町村、健康保険組合、全国健康保険協会などの保険者の代表者等で構成)とともに、公益社団法人 大阪府柔道整復師会が企画立案し、「柔道整復施術療養費の適正化」への取組みの一環として、柔道整復師の施術を受けられる方(患者)等が柔道整復施術療養費の支給対象となる負傷や、療養費支給申請書への患者自身の署名の必要性などを容易に理解頂けるよう、啓発ポスターを作成しました。

このポスター (パターン①) は、<u>大阪府内の全ての柔道整復師の施術所に送付し</u>、掲示をお願いするとともに、市町村等にも送付することとなっております。

※パターン②は、本会ホームページよりダウンロード可能ですので、こちらもご活用ください。

労災申請時の費用請求書のダウンロード方法変更について(お知らせ)

- ① 本会ホームページのトップページ画面左側『保険について』をクリックしてください。
- ② 画面左側『<u>医療保険について</u>』をクリックすると、画面中央部あたりにて掲載しております。 (上記<u>アンダーラインの部分</u>が変更になりました。)

保険者変更通知

変更前	内容	変 更 後	変更日
アングル健康保険組合 06270193	廃止	富士紡健康保険組合 06130991	H26年5月1日

『生活保護法の一部改正』について

1. 医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)

<改正> 指定医療機関への指導体制の強化

- ◆ 国(地方厚生局)による医療機関への直接指導を可能とする。
- 2. 不正・不適正受給対策の強化等(第三者行為求償権の創設)
 - ◆ 生活保護受給者が交通事故で負傷した際の治療費などについて、加害者や 損害保険会社への賠償請求権を自治体にも付与する「第三者求償権」の創設。

本来、事故時の治療費は加害者側が支払うべきだが、医療費の自己負担がない受給者が請求手続きを行わず、結果的に公費で負担しているケースが目立つため。負担分の返還はこれまで自治体が受給者に対し、保険会社に支払わせるよう求めるしかなかったが、自治体が保険会社に直接請求できるようにすることで支給の無駄を避けるのが狙い。

平成26年7月1日施行

「平成26年7月より変更の医療費助成制度」について

■ 泉南郡岬町「乳幼児医療費助成制度」

平成26年7月施術分の通院医療費の助成対象年齢が12歳(小学校修了)まで拡充されます。

<変更前>

<平成26年7月から>

通院医療費 $0歳\sim6歳$ (小学校就学前まで) $\rightarrow 0歳\sim12歳$ (小学校修了まで) 入院医療費 $0歳\sim15歳$ (中学校修了まで)

※所得制限あり→被保険者の所得が限度額を超える場合は、助成の対象にはなりません。

■ 髙槻市「こども医療費助成制度」

平成26年7月施術分の通院医療費の助成対象年齢が15歳(中学校修了)まで拡充 されます。

<変更前>

<平成26年7月から>

通院医療費 入院医療費

 $0歳\sim12歳$ (中学校修了まで) $\rightarrow0歳\sim15歳$ (中学校修了まで)

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新 (定期判定)についてのお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者証の有効期限は、毎年8月の定期判定に併せ、 原則として8月1日から翌年7月31日までの1年間となっています。

平成25年7月交付の被保険者証の有効期限は平成26年7月31日までとなりますので、このたび有効期限を平成27年7月31日とした新しい被保険者証が市区町村を通じ発送されます。なお、一部負担金の割合が8月から変更になっている場合がありますので、必ず被保険者証のご確認をお願いします。

被保険者証の表示(交付年月日等の表示例)

有 効 年 月 日 平成27年7月31日

資格取得年月日 資格を取得した日

発 効 期 日 資格取得日もしくは被保険者番号、負担割合の変更日

交付年月日 平成26年7月1日

一 部 負 担 金 3割(平成26年7月31日まで1割)

※ 交付年月日が上記と異なる場合があります。

形 状:「桃色」から「水色」に変更。(大きさ及び紙の厚さに変更はありません。) 7月と8月以降の負担割合が同じである場合は、8月以降の負担割合のみ表示されています。 従来の被保険者証は平成26年8月1日から使用できません。

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している 福祉医療費助成制度は府·市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)

保険給付7割(7,000円)

患者負担1,000円(上限)

国の医療助成 3割(3,000円)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、 国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用 していただくこととなっています。

保険給付7割(7,000円)

この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。